

滋賀県の環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しに関する
今後の対応方針（案）について

令和7年（2025年）1月
滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

1 はじめに

この対応方針（案）は、令和6年（2024年）12月10日付けで、滋賀県環境審議会会長から滋賀県知事に対し環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しに係る第1次答申がなされたことを受け、見直しに関する本県の今後の対応方針（案）を示したものである。

今後、この対応方針（案）に沿って、制度の見直しに向けた具体的な検討を進める予定である。

2 諮問および審議の背景・経緯

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模な開発行為を行う際に、事業者自らが事業実施に伴う環境への影響を事前に調査、予測、評価し、その内容を公表し、住民や関係自治体などの意見を聞きながら環境保全措置を検討し、事業計画に反映していくことで環境への配慮を進めるとともに事業実施に係る合意形成にも資する手続きである。

本県では、昭和56年（1981年）に「滋賀県環境影響評価に関する要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、環境アセスメント制度の運用を進めてきた。また、平成10年（1998年）には、制度の根拠の明確化を図る観点から「滋賀県環境影響評価条例」（平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。）を制定した。それ以降、これまでに、82件の事業に同制度を適用し、環境保全や事業実施に係る合意形成の促進に繋げてきたところである。

一方、この要綱や条例の対象事業および対象規模要件の多くは昭和50年代に検討したものである。当時の本県では、琵琶湖総合開発事業など大規模事業が相次いで計画され、琵琶湖の富栄養化による影響が顕著に現れていた時期であり、水質保全や水源涵養機能の維持を図る必要があるといった本県の地域性や無秩序な開発の抑制等の観点から、必然的に全国的にも厳しい対象規模要件を設定したところである。

このため、県内市町からは、要綱制定以降の環境改善の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、制度の見直しを望む声も挙げられているところである。

特に、産業誘致に関しては、今後の人口減少、人手不足、地域社会の維持など、様々な社会課題に対応すべく国全体で「産業立地円滑化のための土地利用転換の迅速化」を進める動きが加速化しており、本県の環境アセスメント制度についても、近年の環境基準の達成状況や各種環境法令の整備状況等を踏まえ、環境保全と産業振興のバランスの観点からの見直し検討が必要となっている。

このような認識の下、本県では、令和6年（2024年）9月26日付けで滋賀県環境審議会会長に対して「環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直し」について諮問した。その後、環境審議会環境企画部会において、条例別表第12号に掲げる工業団地の造成事業（以下「工業団地」という。）および同第15号に掲げる工場の造成事業（以下

37 「工場」という。)に係る見直しの基本的な考え方と今後の検討の方向性について検討
38 いただくとともに、前述のような状況の変化を踏まえた「工場」の面積要件の見直しの
39 必要性についても議論いただいた。その結果、令和6年(2024年)12月10日には第1次
40 答申がとりまとめられたところである。

41 今後も、引き続き、環境審議会において、環境アセスメント手続きの迅速化や面積規
42 模要件の見直しの必要性の観点から検討いただき、順次答申いただくことで制度の見直
43 しに繋げる予定である。

45 3 環境影響評価制度の見直しについて

46 (1) 基本的な考え方

47 環境アセスメント制度の対象となる大規模事業は、長期間の造成工事が必要に
48 なるとともに、施設の完成後に人の流れや物流等が大きく変わる等、周辺環境に
49 大きな影響を与えることとなる。

50 環境アセスメント制度は、その手続きの中で、工事中および施設完成後の周辺
51 環境への影響を幅広く予測、評価し、住民等の意見も聞きながら環境影響を回避・
52 低減するための環境保全措置を検討し、工事計画や事業計画に反映させることで
53 環境配慮を進め、事業実施に係る合意形成にも資するプロセスである。よってこ
54 れは、環境自治や持続可能な開発の先駆けともいえる制度である。

55 近年、本県では、水質や大気環境の保全といった、従来の公害防止等にとどま
56 らず、気候変動や生物多様性の保全といった世界レベルでの環境問題にも対応し
57 ていくことが求められており、持続可能な開発を続けていくことは益々重要なも
58 のとなっている。

59 このような持続可能な開発という観点では、従来の事業の規模に着目することの
60 ほか事業が実施される場所にも着目すべきであり、制度の見直しを通じて、産業立地
61 の適切な誘導に繋げていく必要がある。そのため、県内において「環境が保全される
62 べきエリア」を区分・明確化した上で、その他のエリアにおいて「産業立地に係る合
63 意形成が図られたエリア」が示された場合に、その産業エリアにおいて手続きの迅速
64 化や面積規模要件の見直しを検討していくこととする。その際、土地改変は一旦行っ
65 てしまうと元に戻すことが困難であること、水・土壌・大気・動植物・生態系などの
66 自然資本が持続可能な社会・経済活動の基盤であることを十分に踏まえた上で、環境
67 アセスメント制度が目的とする「環境保全」や「合意形成」に資するプロセスが失わ
68 れないように、十分に注意しながら慎重に検討を進めることとする。

70 (2) 今後の検討の方向性

71 エリアの区分・明確化について

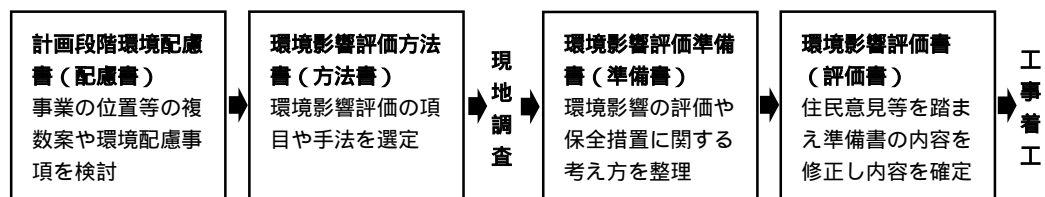
72 これまで、「工業団地」や「工場」の造成といった面的開発事業では、事業が実

73 施される面積に着目して手続きの可否を判断してきたところである。また、森林地
74 域や自然公園においては、造成に伴う環境影響が大きいと考えられることから、よ
75 り小さな面積規模の造成事業についても手続きの対象としてきたところである。
76 その一方で、今後は、前述のとおり事業の規模だけではなく事業が実施される場所
77 にも着目する必要があること、県内でも気候変動の影響や生物多様性の損失とい
78 った地球規模の課題が顕在化していることを踏まえれば、まずは、本県が「保全エ
79 リア」を区分・明確化することとし、その他のエリアにおいて「産業立地に係る合
80 意形成が図られたエリア」が示された場合に、その産業エリアで手続きの迅速化や
81 面積規模要件の見直しが図られるような仕組みについて検討を進めることとする。

82 83 手続きの迅速化について

84 平成 25 年 3 月の計画段階環境配慮書手続きの導入後、本県で実施された環
85 境アセスメント手続きでは、森林地域で計画された事業で約 4 年、造成地で計
86 画された事業で 2 ~ 3 年の期間を要している。一部の市町からは「早期に産業
87 用地を求める企業のスピード感に対応できていない」との意見も出されており、
88 市町とも連携しながら「環境保全」や「合意形成」のプロセスが失われないよ
89 うに十分配慮しつつ手続きの迅速化や合理化の手法を検討していくこととする。
90 特に、他法令等と重複して手続きが求められる場合や、その趣旨や目的が同一
91 と認められる手続きが他にある場合については、積極的に合理化の検討を進め
92 ることとする。

93 94 < 条例の手続きの流れ >



95 96 97 面積要件の見直しについて

98 面積要件の見直しに関しては、修復不能な環境影響が生じることや地元との
99 調整がなされないまま事業が進められることがないように、現行の対象規模要件
100 を出来る限り維持するなど慎重に検討を行うこととする。

101 102 特に、森林地域のような造成に伴う環境影響が大きいと考えられる場所で計
103 画される事業については、環境影響に関する必要十分な調査、予測、評価がな
104 され、環境への影響が回避または十分に低減された上で事業がなされるべきと
105 考えられ、このような場所で計画される事業の対象規模要件については原則維
106 持することが必要と考える。

107 一方で、例えば、既に造成されている土地など造成に伴う新たな環境影響が
108 生じる可能性が少ない土地等であって、事業実施に係る合意形成のプロセスが
109 市町等の有する他の制度等で十分に担保されている場合には、面積要件を見直
110 す（緩和する）余地があるものとする。

111

112 4 「工場」の対象規模要件の見直しの必要性について

113 「工場」が周辺環境に及ぼす影響としては、工事車両や重機の稼働に伴う造成中の影響
114 と施設からの排水や騒音等の発生といった稼働後の影響が考えられ、環境アセスメント
115 制度では、これら造成中と稼働後の両方の環境影響の予測評価を求めている。

116 このうち、「工場」稼働後の環境負荷については、面積規模要件を検討した昭和 50 年代
117 と比較し、環境関係法令の強化充実や企業の自主的な環境意識の高まりにより、発生する
118 環境負荷は大きく低減している状況にある。

119 こうした現在の状況を勘案すると、現行 10 ヘクタール以上としている「工場」の面積
120 規模要件については、他の面的開発事業の面積要件 20 ヘクタール以上と整合を図る方向
121 で見直すことは妥当と考えられ、この整合を図ることについてもエリアの区分・明確化と
122 併せて議論することとする。

123

124

以上